

議案第123号

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中一部改正の件
芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第34条中「日額20,200円」を「公共工事設計労務単価に規定する特殊運転手の賃金単価」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説 明

土木車両運転手の報酬額を、国土交通省が示す公共工事設計労務単価に規定する特殊運転手の賃金単価に基づき設定することから、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(土木車両運転手の給料)</p> <p>第34条 第18条の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員のうち、土木車両運転手として任用されるものの報酬については、<u>公共工事設計労務単価に規定する特殊運転手の賃金単価を超えない範囲内で任命権者が定める額の報酬を支給する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(土木車両運転手の給料)</p> <p>第34条 第18条の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員のうち、土木車両運転手として任用されるものの報酬については、<u>日額20,200円を超えない範囲内で任命権者が定める額の報酬を支給する。</u></p>